

平成9年9月19日

(財) 特別区協議会

清掃事業区移管に係る労使協議の結果に対する区長会会長コメント

特別区長会会長（大場啓二世田谷区長）コメント

本日、都庁職より、清掃事業の区移管についての回答がありました。自治省から必要といわれている労使間の確認がととのわなかつたと聞き、たいへんに驚いています。

特別区としては、かねてより交渉が難航していると聞いていましたが、最終的には良識ある結論が出されるものと期待しておりました。

詳細は伺っていませんが、今回、このような結果になったことで、平成10年法改正が極めて危うい事態になったことは、誠に遺憾であります。

もとより、清掃事業の区移管に関して、都の職員団体が、特別区の清掃事業の方について、いろいろご議論をいただくことを否定するものではありません。

しかし、そのために特別区を住民に身近な基礎的自治体として、法上に位置づける最後のチャンスを逃することは、断じて許されません。

言うまでもなく今回の特別区制度改革は、800万人の区民が、その自治権拡充を目指して、長年にわたり求めてきたものであります。議会、各政党・会派が賛成し、一丸となって続けてきた運動が、なぜいつまでも実現できないのか、全く理解に苦しみます。

都及び職員団体に対しては、制度改革の意義をご理解の上、確認に向けての更なる努力を、重ねてお願い申し上げたい。

また、9月20日の内閣官房への法案の提出期限に合意が遅れることになるが、国におかれでは、なんとか柔軟に取り組んでいただくよう、衷心からお願ひいたすところです。

（参考）

- ① 特別区長会は、平成12年の都区制度改革の実施に向け、平成10年通常国会での法改正を求めて活動してきたところである。
- ② 都知事は、都区制度改革推進本部（4／18）において、平成12年の制度改革実現のためには、平成10年の法改正が是非とも必要であり、知事の任期中における最も重要な施策として取り組んでいくとのコメントを発表している。
- ③ 平成10年の通常国会で法改正を行うためには、今年の9月20日までに改正法案の件名及び要旨を内閣官房へ提出することとなっている。
- ④ 自治省は、法改正のためには関係者間の確認が前提であるとしており、清掃事業の区移管に係る条件整備について都労使間の確認を得たうえで、自治省へ要請することが必要とされている。
- ⑤ 9月20日を前にした本日、19日、都における労使交渉が行われたところであるが、清掃事業区移管に係る条件整備の確認が未だに得られなかつたと聞いている。
- ⑥ 特別区長会は、9月22日（月）、臨時総会を開催し、都における労使交渉の状況について、直接、東京都から説明を受ける予定である。

問合わせ先：

(財) 特別区協議会制度改革実施準備室

事務事業・調整担当課長 中原正淳

☎ (5210) 9757 (りけい)